

# 各国査証手続き案内

料金、所要日数等変更になる場合がありますのでご確認ください。

国名	種類	写真	写真のサイズ タテ×ヨコ	旅券残存期間	必要書類	取得 日数	実費	備考欄
ロシア	観光	1枚	4.5cm×3.5cm	出国時 6ヶ月以上	確認書	平日 4	¥4,000-	原則として現地取得不可 土日、本国祝祭日休館/申請受領時間は各公館による
	航空券、先行ビザ							
	業務				招聘状原本 か 公電	8	無料	
※上記実費はシングルエントリー・通常申請の場合。複数エントリーの査証実費はお問合わせ下さい。								
◆観光査証取得には、ロシア外務省の登録を受けている旅行会社からの予約確認書が必要。 ◆業務査証(または知人訪問)の場合、ロシア連邦内務省発行の招聘状原本か外務省領事局からの許可電報が必要。 ◆通過査証は、目的地が要ビザの場合、目的地のビザと航空券オリジナルとそのコピーが必要。								
ウクライナ	90日以内滞在は無査証			旅券残存期間：帰国時まで		水土日、両国祝祭日休館		
ベラルーシ	観光	1枚	4.5cm×3.5cm	申請時 6ヶ月以上	ホテルの予約確認書 または現地旅行会社から の手配確認レター	6	無料	国境・空港での取得不可 業務査証で30日以内の滞在の場合は招待状不要 土日、両国祝祭日休館 ※条件によりビザ無し滞在可。
	業務		顔の長さ 3.8cm		招待状	6	無料	
	通過		カラー		航空券、先行ビザ	6	無料	
モルドヴァ	90日以内の滞在は無査証			旅券残存期間：出国時6ヶ月以上				
ポーランド	90日以内滞在は無査証			旅券残存期間：無査証の場合 ポーランド出国予定日+ 3ヶ月以上				
	* 入国時、①海外旅行傷害保険 ②滞在に必要とされる最低所持金額を提示することが義務付けされている。申請受領：10:00～12:00							
中国	15日以内の観光・商用・親族訪問は無査証			旅券残存期間：入国時 15日以上		原則として現地取得不可 土日、両国祝祭日休館/申請受領時間は各公館による		
	◆特別な観光・目的・チベットへの旅行者は査証取得必要。 ◆主要でない陸路での入国の場合、15日以内の滞在でも査証が必要になることがある。							
モンゴル	30日以内の滞在は査証不要				旅券残存期間：入国時 6ヶ月以上が望ましい			
エストニア	90日以内滞在(観光・業務打ち合わせ)は無査証				旅券残存期間：出国時 3ヶ月以上			
リトアニア	90日以内滞在は無査証				旅券残存期間：無査証の場合 出国時 3ヶ月以上			
	◆入国には海外旅行傷害保険への加入義務があります。							
ラトビア	90日以内滞在(観光・報酬を得ない商用)は無査証				旅券残存期間：無査証の場合 出国時 3ヶ月以上			
	◆入国には海外旅行傷害保険への加入義務があります。							
アルメニア	1年間で180日以内の滞在は査証不要。				旅券残存期間：帰国時まで有効なもの			
ジョージア	入国日から起算し、1年間の滞在は無査証			旅券残存期間：入国時 6ヶ月以上ただし帰国時まで有効なもの ※ジョージア(グルジア)				
アゼルバイジャン	観光	シングル	e-Visa 申請可能。			旅券残存期間：e-Visa 有効期間 + 3ヶ月以上		
	業務	シングル						
ウズベキスタン	30日以内の滞在は査証不要。				旅券残存期間：出国時 3ヶ月以上			
カザフスタン	1回の滞在が30日以内、無査証滞在可。				旅券残存期間：出国時 6ヶ月以上			
タジキスタン	観光	2枚	4.5cm×3.5cm カラー	出国時 6ヶ月以上	紹介状、旅券のコピー、入金領収書、以前取得した査証	3	¥7,000～	土日両国祝祭日休館 申請受領：09:00～12:00
キルギス	目的・滞在日数を問わず査証不要。3日(土日除く)以上の滞在は外国人登録が必要。				旅券残存期間：帰国時まで			

## ご注意ください

- 1)各国とも査証申請時に旅券の原本・申請書が必要です。
- 2)上記の取得日数は通常申請での場合です。緊急申請可能な査証もございます。詳細はお問い合わせください。
- 3)無査証となった国でも入国時、旅券残存有効期間や所持金のチェックなど審査事項がありますのでご注意ください。
- 4)上記に記載した内容は政治状況によって規則が変更される場合があります。ご自身で申請する場合、各領事館にご確認ください。
- 5)ベラルーシ、中央アジア等旧ソ連地域でのモスクワ経由の入国はロシアのダブルエントリーの査証が必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 6)上記内容は日本国籍の方のみ対象です。外国籍の場合はご自身で訪問国の在日大使館領事部にお問い合わせください。